

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の概要

1 管理者に係る許可申請書の添付書類の追加

風俗営業の許可申請書の添付書類として、選任する管理者の写真二葉（管理者証に貼付するためのもの）を追加する。

2 店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項に係る規定の新設

法第31条の12第1号から第3号までに掲げる事項のほか、店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項は、次のとおりとする。

営業の方法

会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容

営業所の構造及び設備（法第2条第9項に規定する電気通信設備を含む。）の概要

個人である場合には、本籍及び生年月日

法人である場合には、役員の氏名、住所、本籍及び生年月日

営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所、本籍及び生年月日

営業を開始しようとする年月日

3 無店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項に係る規定の新設

法第31条の17第1項第1号から第4号までに掲げる事項のほか、無店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項は、次のとおりとする。

上記2の 、 、 及び

会話の申込みをした者及び会話の申込みを受けようとする者が18歳以上であることを確認するための措置の内容

法第2条第10項に規定する電気通信設備の概要

事務所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所、本籍及び生年月日

4 その他

その他所要の規定を整備する。